

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(神田税務署長)
平成20年3月6日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 法人税法が寄附金の損金算入に制限を設けた趣旨(原審判決引用)
- (2) 法人税基本通達9-6-1(4)(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)、同9-4-2(回収不能の金銭債権の貸倒れ)の合理性(原審判決引用)
- (3) 法人が債務超過の状態にあるかどうかを判断する場合には、土地は路線価をもって評価すべきであるとの原告会社の主張が、債権放棄に経済的合理性があるかどうか、債務者に支払能力がなく回収不能といえるかどうかは、債務者の有する財産を換価することにより実際にどれだけの支払原資が得られるかを基準に判断すべきものであるところ、路線価が地価公示価格の80パーセントを目途とした評価によるものとされていることからすれば、路線価を0.8で除した価額を土地の時価相当額とみなし、これを基にして訴外会社が債務超過の状態になかったものと判断したことは相当性を有するとして排斥された事例(原審判決引用)
- (4) 原告会社所有の土地に根抵当権が設定されていたから、これを評価に反映させるべきであるとの原告会社の主張が、所有土地に第三者を債務者とする抵当権が設定されている場合であっても、土地所有者は当該第三者に対して求償権を有するから、そのことを土地の評価に反映させなければならないものではないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (5) 訴外会社に対する立替金債権を放棄する旨の通知(本件通知)は、不良債権を貸倒損失として処理するために発したにすぎないのであり、寄附や贈与の意思がないにもかかわらず、法人税基本通達の基準を満たしていないという理由で、これを寄附金と認定するのは、懲罰的かつ過酷で非常識な課税処分であるとの原告会社の主張が、同債権の放棄については、これを原告会社から関連会社に対する経済的な利益の無償の供与とみるほかなく、また、訴外会社が債務超過・回収不能の状況になく、その他債権を放棄する経済的合理性があるものと認められない以上、その損金算入を認めるべきものではないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (6) 訴外会社に対し原告会社がした立替金債権の放棄は、訴外会社の資産状況から同債権は回収不能の状態になかったこと、及び債権放棄をしたことについて相当な理由があったとも認められないことから、訴外会社に対する寄附金に該当するものと認められ、所定の額の限度でしか損金算入をすることはできないとされた事例(原審判決引用)
- (7) 青色申告書に係る法人税について更正をする場合に要求される理由付記の程度(原審判決引用)
- (8) 原告会社に対する更正通知書には、原告会社が訴外会社に対する立替金債権を放棄したことが貸倒損失に当たらず、寄附金に当たるとした法的評価を加えた根拠・判断過程に関し、訴外会社が債務超過の状況になく、同債権が回収不能とは認められないこと、訴外会社の倒産防止のためにやむを得ず行われたとの事実はなく経済的合理性が存しない旨記載されており、課税庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に理由を具体的に明示したものと見えるから、その理由の記載に不備はないとされた事例(原審判決引用)
- (9) 本件通知は、貸倒損失の計上のために行ったもので、関連会社に対し現実に債務免除の効力を発

生させることを意図したものではないとの控訴人会社の主張が、①本件通知には控訴人会社が関連会社に対して有する債権を放棄する旨が記載されており、②控訴人会社の取締役会においても関連会社に立替金債権が回収不能であるから損金処理することが確認されていること、③控訴人会社は立替金債権を「その他特別損失」勘定に計上したこと、④関連会社所有の建物に対する賃料につき、立替金債権と相殺していたが、債務免除後は関連会社に賃料の支払をしていることなどの事実によると、控訴人会社は、関連会社に対し、立替金債権を放棄したものであって、債権放棄の私法上の効果を発生させることを意図していなかったことを窺わせる事情はないとして排斥された事例

- (10) 法人税基本通達9-6-1(4)は、債務者が債務超過の状態にあるなどの要件を満たす場合に、債権者が債務免除をし、その額が書面により明らかにされている場合に、同額を貸倒れとして損金算入することを認めるものであり、実際には債務免除をしていないのに書面で債務免除額として債権額が示されればその損金算入を認めるものではないことは明らかであるところ、立替金債権を損金算入して法人税の申告をしたのであるから、税務申告に際しては、実際に関連会社に対し債務免除をしたことを表示しているものというべきであり、私法上の債務免除を行っていないにもかかわらず税務申告上これを債務免除したとして申告をしているものと解すべき事情は見当たらないとされた事例
- (11) 本件通知は、税務署において貸倒損失を認めることが停止条件となっていたとの控訴人会社の主張が、関連会社に対する債権放棄について停止条件が付されていたことを認めるに足りる証拠はないとして排斥された事例
- (12) 関連会社が破綻状態にあり、関連会社に対する債権が貸倒損失として認められるものとして債権放棄の意思表示をしたのだから、その意思表示の要素には重大な錯誤があるとの控訴人会社の主張が、本件通知は、単に立替金債権を放棄するというに過ぎず、その後の税務申告の処理上、放棄した債権額を損金算入することが認められるかどうかは債権放棄の要素ではないとして排斥された事例
- (13) 納税義務者が、納税義務の発生の原因となる私法上の法律行為を行った後、当初予定していなかった納税義務が生ずることが判明したことにより、この法律行為を取り消し、あるいは解除したとして、租税行政庁に対し、当該法律行為の効力が生じないことを主張しうるのは、租税法律関係の安定の維持及び納税者間の公平の確保の観点から、法定申告期限が経過するまでの間であるものと解するのが相当であるから、当該事業年度の法定申告期限を経過した後にした撤回を処分行政庁に対し主張することはできないとされた事例
- (14) 債務超過を判断するための土地の時価評価の方法は、路線価によるべきであるとの控訴人会社の主張が、債務者が債務超過の状態にあるかどうかは、その保有する資産をもって債務の返済が可能かどうかを判断すべきであり、控訴人会社が行った債権放棄における債権額を損金に算入することを認めるか否かを判断するに当たっては、関連会社の資産価値を地価公示価格の80パーセントを目途とした価格とされている路線価により評価するなど控えめに評価すべき必要性はないとして排斥された事例
- (15) 路線価や固定資産税評価額が公示価格を基準として定められており、関連会社が保有する土地について、路線価や固定資産税評価額から算出した公示価格と同水準の価格が現実の時価と乖離していることを窺わせる事情は見当たらないのであって、これにより関連会社の資産を評価した結果、債務超過の状態にないとされた事例
- (16) 貸倒損失の計上を否認し、かつ、関連会社に対し債務免除益について課税するのは二重課税であるとの控訴人会社の主張が、関連会社は控訴人会社が債権放棄をしたことによる立替金債権相当額の利益、控訴人会社は立替金債権を無償放棄したことによる損金算入限度額超過部分に対し課税された

ものであるから、同一の原資に対し課税されているのではないとして排斥された事例

- (17) 債務超過について具体的に資産及び負債を評価しなかった更正通知書の更正の理由付記には不備又は瑕疵があるとの主張が、更正通知書記載の更正の理由に、関連会社の資産及び負債の具体的な積算過程が記載されていなかったとしても、それだけで理由付記制度の趣旨目的が損なわれるとはいえないことからその記載には不備がないものというべきであり、本件更正処分には債務超過について具体的に資産及び負債を評価しているとして排斥された事例

判 示 要 旨

- (1) 法人税法が一定額を超える寄附金を損金に算入しないものとしたのは、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金に算入するとすれば、国の財政収入の確保を阻害し、寄附金の出捐による法人の負担が法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平を害することによるものと解される。もっとも、法人が支出する寄附金には法人の収益を生み出すのに必要な費用としての性質を有するものもあるところ、これを客観的に判定するには困難が伴うことから、行政的便宜及び課税の公平の観点から、法人税法は統一的な損金算入限度額を設け、その範囲内であれば寄附金の損金算入を認めることにしたものと解される。
- (2) 法人がする債権放棄は、対価的意義を有する反対給付を受けないで、一方的に債務者に経済的利益を与えるものであるから、これを寄附金として扱うべきであって、損金算入限度額を超える部分の金額は課税の対象になるものであるが、他方で、法人と当該債権放棄の相手方との間に資本関係、取引関係、人的関係、資金関係等において関連性が存する場合で、業績不振による倒産を防止するために当該法人が債権放棄を行った場合等、当該債権放棄に経済的合理性がある場合にあっては、損金算入限度額を超える部分であるという理由により一律に損金算入を認めないこととすると、かえって、法人税法が寄附金の損金算入を認めた趣旨に反する結果になることから、その損金算入を認めるべきものと考えられるところ、債権放棄した額を損金に算入できる場合について規定した法人税基本通達 9-6-1(4)、同 9-4-2 の定めは債権放棄に経済的合理性があるかどうかを判断する基準として相当であると認められる。
- (3)～(6) 省略
- (7) 法人税法が青色申告書に係る法人税について更正をする場合の更正通知書に更正の理由を付記すべきものとしているのは、青色申告に係る所得の計算については、それが法定の帳簿組織による正当な記載に基づくものである以上、その帳簿の記載を無視して更正されることがないことを納税者に保障した趣旨にかんがみ、課税庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たものというべきである。したがって、帳簿書類の記載自体を否認して更正をする場合には、更正をした根拠を帳簿記載以上に信ぴょう力のある資料を摘示することによって具体的に明示することを要するが、帳簿書類の記載自体を否認することなく更正をする場合には、そうした資料の摘示は必ずしも必要はなく、課税庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものである限り、法人税法が要求する更正理由の付記として欠けるところはないというべきである。(最高裁昭和60年4月23日判決参照)
- (8)～(17) 省略
- (第一審・東京地方裁判所 平成●●年(○ ○)第● ●号、平成19年9月27日判決、本資料257号-183・順号10792)

判 決

控 訴 人	A株式会社
代表者代表取締役	甲
訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛
同	北村 美穂子
同	高垣 勲
補佐人税理士	丙
被控訴人	国
代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	神田税務署長 菅原 恒夫
指定代理人	長谷川 秀治
同	富山 吉徳
同	櫻井 光照
同	川上 昌
同	植山 昌文

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が、控訴人に対し、平成16年6月29日付けでした平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額6億1383万7598円、納付すべき税額1億8276万8700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、光学測定機器の製造販売業等を営む株式会社であり、株式会社B（B。有限会社Bから有限会社Bに商号変更し、平成14年7月10日、株式会社に組織変更。）は、不動産の売買及び管理等を営む株式会社である。

控訴人は、平成13年3月30日付けで、Bに対して有していた5631万8183円の立替金債権（本件立替金債権）を放棄する旨の通知を発し、Bはそのころこれを受領した（本件通知）。

控訴人が、平成13年6月29日、処分行政庁に対し、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度（本件事業年度）分の法人税について、本件立替金債権の全額を貸倒損失に計上し、損金算入して所得計算を行う内容の確定申告をしたところ、処分行政庁は、平成16年6月29日付けで、本件立替金債権は貸倒損失とは認められず、債権放棄は同額の寄附金に当たるとして、控訴人の本件事業年度分の法人税に

ついて更正処分（本件更正処分）及び過少申告加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分）を行った。控訴人は、東京国税局長に対して異議申立てをしたが、平成17年1月17日付けで棄却され、国税不服審判所長に対して行った審査請求も、平成18年2月8日付けで棄却する旨の裁決がされたため、平成18年8月7日、本件更正処分のうち申告税額を超える部分及び本件賦課決定処分の各取消しを求めて、本訴を提起したものである。

2 原審は、次のとおり判断し、本件更正処分及び本件賦課決定処分はいずれも適法であるとして、控訴人の請求を棄却した。

(1) 控訴人がした債権放棄は、法人税法（平成14年法律79号による改正前のもの。以下同じ。）上、寄附金に該当し、同法37条により資本等の金額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（損金算入限度額）を超える部分の金額は損金算入されないが、経済的合理性が認められる場合には損金算入を認めるべきであるところ、法人税基本通達のうち、債権放棄をした場合の損金算入について定めた部分は、債権放棄の経済的合理性の有無を判断する基準として相当なものと認められるから、法人税基本通達のうち上記該当部分である、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合及び子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである場合についての定めは本件立替金債権の放棄が該当するかを判断すべき問題と設定した。

(2) そこで、Bが債務超過の状態にあるかを判断するにつき、債権放棄に経済的合理性があるかどうか、債務者に支払能力がなく回収不能といえるかどうかは、債務者の有する財産を換価することにより実際にどれだけの支払原資が得られるかを基準に判断すべきものであるから、保有する資産についてその時点での時価により評価すべきものであるとして、路線価により評価すべきであるとする控訴人の主張を排斥し、この評価方法によるBが有していた土地の評価額を加味した資産額を負債額が上回っているものとは認められないとし、更に、控訴人とBの間には直接の資本関係がなく、Bの倒産を回避することにより控訴人に何らかの利益が存するのかが不明である上、控訴人が債権を回収することが可能であったから、いずれにしても債権放棄に相当な理由があったとは認められないとした。

(3) また、本件更正処分は、帳簿書類の記載自体を否認してされたものではないので、帳簿記載以上に信ぴょう力のある資料の摘示は必要ではなく、課税庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に理由を具体的に明示したものと見えるから、その理由の記載に不備はないとした。

これを不服として、控訴人（原告）が控訴したものである。

3 前提事実、被控訴人の主張する本件更正処分及び本件賦課決定処分の税額等の計算根拠及び争点は、当事者双方の当審における主張を以下のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」1から3に記載のとおりであるから、これを引用する。

（控訴人の当審における主張）

(1) 法人税法基本通達9-6-1(4)により貸倒損失の計上が認められる要件は、①債

務者の債務超過の状態が相当期間継続していること、②金銭債権の弁済を受けることができないこと、③債務者に対し書面により「債務免除額」が明らかである場合であり、控訴人は、①及び②の要件を備えていることから、③の要件を充足するため、本件通知を作成したものであり、私法上の債務免除の効力を発生させることを意図した私法上の行為ではない。貸倒損失の計上の要件とされる債権放棄通知書の送付という納税者の行為を、貸倒損失に該当しないとされた場合に、単に貸倒損失の否認に止まらず、寄附金と認定することは違法である。

また、本件通知は、税務署が貸倒損失を認めることが停止条件となっているが、停止条件は成就していない。

更に、仮に本件通知が何らかの私法上の効果が発生するものとして発せられたものであるとしても、本件通知を発するにつき、控訴人には、Bの破綻状況とBに対する債権につき貸倒損失が認められるかどうかという点に重大な錯誤があったから、上記意思表示には重要な要素の錯誤があり、私法上無効である。

- (2) 債務超過か否かを判断するための土地の時価評価の方法として、路線価を80パーセントで割り返した価格とするのは法的根拠を欠いており、納税者が債務超過か否かを判断するために路線価を用いたことについて、公示価格を強制することには法的根拠がない。路線価が公示価格の80パーセントに設定されているといわれるが、1年間に20パーセント以上地価が下落したことが過去にもあったことや、人権侵害を行う場合には固めの時価が求められることから、路線価によるべきであり、公示価格を課税所得計算の指標とすることはできない。

課税の際、資産評価のために路線価を使うのが行政慣習法となっており、課税庁がこれを回避する場合は、個別鑑定書を作成するが、客観的な時価証明証拠を裁判所に提出することになっているから、このような証拠の提出なく、公示価格によるとしたのは証拠裁判主義に反する。

- (3) 控訴人の貸倒損失計上を否認し、かつ、Bに対し債務免除益課税を行うのは二重課税である。
- (4) 本件更正処分の変更の理由付記には不備または瑕疵がある。Bが債務超過かどうかは具体的に資産・負債を評価する必要があるのに、課税庁はこれを客観的に評価しなかった違法がある。公示価格は、土地収用などの際に基準とする価格であり、現実の取引価格ではなく、課税の際に採用される時価は、人権侵害の防止の観点から、固めの価格が採用されているのであり、それが相続税評価基本通達に基づく路線価であって、路線価により評価すれば債務超過であった。

(被控訴人の反論)

- (1) 債権放棄の意思表示が、貸倒損失の計上を税務署に認容されることを停止条件としていたことを窺わせる証拠はないし、控訴人の取締役会において、Bに対する債権が回収不能であり、期中に全額処理する旨の報告があったこと、Bが本件立替金債権を弁済しておらず、控訴人もその履行を請求した形跡がないことから、私法上の債権放棄の意思があったことは明らかである。したがって、意思表示の錯誤をいう控訴人の主張は失当であるし、本件通知によりBに債権放棄の意思表示をするに当たり、債権放棄額が全額損金算入されることを意図していることについて、明示的にも黙示的

にも表示していないから、動機の錯誤を理由とする意思表示の無効の主張も失当である。

また、錯誤を理由とする意思表示の無効の効果を租税行政庁に主張しうるのは、法定申告期限が経過するまでの間に無効の意思表示をした場合に限られるものと解すべきであり、控訴人がBに対し「債権放棄通知書の撤回について」と題する書面を送付したのは、本件事業年度の法定申告期限を経過した後であるから、控訴人は、処分行政庁に対し、本件立替金債権の放棄が錯誤により無効になるとの主張をすることはできない。

- (2) 債権放棄を受ける者が債務超過の状態にあるかどうかを判断する場合には、その者の保有する資産の実際の価値、すなわち、時価相当額に基づき評価する必要があるところ、路線価は、時価に比べて低額となっているのであるから、これにより評価するのは妥当ではなく、土地の時価を表す地価公示価格を用いるべきである。また、法人税の課税実務上、路線価をもって時価とする取扱いはされていない。
- (3) Bに対する更正処分は、本件立替金債権の放棄により、債務免除の効力が発生したことから行われたものであり、控訴人に対する本件更正処分等は、本件立替金債権の免除が寄附金に該当し、損金算入限度額を超える部分は損金算入できないとして行われたものであるから、二重課税となるものではない。

第3 当裁判所の判断

- 【判示(1) ~ (8)】**
- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断するが、その理由は、控訴人の当審における主張に対する判断を2に付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - 2 控訴人の当審における主張について判断する。
 - (1) 控訴人は、本件通知は、貸倒損失の計上のために行ったもので、Bに対し現実に債務免除の効力を発生させることを意図したものではないと主張する。

- 【判示(9)】**
- しかし、本件通知(乙16)には、控訴人がBに対して有する債権を放棄する旨が記載されており、平成13年1月及び2月に開催された控訴人の取締役会においても、Bに対する本件立替金債権が回収不能であるから当期中に損金処理することが確認されていること、控訴人は、平成13年2月21日付けで本件立替金債権を「その他特別損失」勘定に計上したこと、B所有の建物に対する賃料につき、控訴人は、本件立替金債権と相殺していたが、平成13年4月以降Bに対し賃料の支払をしていることは上記認定のとおりであり、これらの事実によると、控訴人は、Bに対し本件立替金債権を放棄したものであって、債権放棄の私法上の効果を発生させることを意図していなかったことを窺わせる事情はないといわなければならない。

- 【判示(10)】**
- また、法人税通達9-6-1(4)は、債務者が債務超過の状態にあるなどの要件を満たす場合に、債権者が債務免除をし、その額が書面により明らかにされている場合に、同額を貸倒れとして損金算入することを認めるものであり、実際には債務免除をしていないのに書面で債務免除額として債権額が示されればその損金算入を認めるものではないことは明らかであるところ、控訴人は、上記通達に該当するとして、本件立替金債権を損金算入して法人税の申告をしたのであるから、税務申告に際しては、実際にBに対し債務免除をしたことを表示しているものというべきであり、私法上の

債務免除を行っていないにもかかわらず税務申告上これを債務免除したとして申告をしているものと解すべき事情は見当たらない。

したがって、控訴人は、Bに対し、本件立替金債権を放棄したものであるべきであり、本件通知が、貸倒損失の計上の要件とされる債権放棄通知書の送付というだけの行為であり、私法上の債務免除の効力を発生させることを意図したものであるとの控訴人の主張は理由がない。

なお、控訴人は、貸倒損失に該当しないとされた場合に寄附金であると認定することが違法であると主張するが、もともと、法人税法37条は、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合には、その金銭の額や金銭以外の資産の価額等をもって寄附金の額であるとし、これを損金に算入しうる限度額を定めているのであるから、控訴人がした債権放棄が無償でBに対し利益を与えるものである以上、寄附金に該当し、ただ、法人税基本通達9-6-1等に該当する場合に限り、その全額を損金に算入しうるに過ぎない。

したがって、貸倒損失に該当しない場合に寄附金であると認定したというべきものではないから、控訴人がした債権放棄が寄附金に当たると認定したことが違法であるとの控訴人の主張は失当である。

(2) また、控訴人は、本件通知が、税務署において貸倒損失を認めることが停止条件となっていたと主張するが、Bに対する債権放棄について停止条件が付されていたことを認めるに足りる証拠はない。

【判示(11)】

(3) 控訴人は、Bが破綻状態にあり、Bに対する債権が貸倒損失として認められるものとして債権放棄の意思表示をしたから、意思表示の要素に重大な錯誤があると主張する。

【判示(12)】

しかし、控訴人が、Bに対してした本件通知(乙16)は、単に本件立替金債権を放棄するというに過ぎず、控訴人において、その後の税務申告の処理上、放棄した債権額を損金算入することが認められるかどうかは、債権放棄の要素ではない。また、控訴人が、放棄した債権額を損金算入できるものと期待して本件立替金債権を放棄したことがBに対し明示的に表示されていたことを認めるに足りる証拠はないし、控訴人が本件立替金債権を放棄するにつき、Bに対し、本件通知を送付した以外に何らかの接触をしたことは窺われないから、控訴人の上記期待が黙示的にBに表示されていたものとも認めがたいのであり、債権放棄の意思表示が錯誤により無効であるとの控訴人の主張は理由がない。

【判示(13)】

なお、証拠(乙27)によると、控訴人が、平成17年4月11日付けで、Bに対し、債権放棄通知が控訴人の錯誤によることが明らかになったので本件立替金債権の放棄の意思表示を撤回する旨の通知をしていることが認められるところ、納税義務者が、納税義務の発生の原因となる私法上の法律行為を行った後、当初予定していなかった納税義務が生ずることが判明したことにより、この法律行為を取り消し、あるいは解除したとして、租税行政庁に対し、当該法律行為が効力が生じないことを主張しうるのは、租税法律関係の安定の維持及び納税者間の公平の確保の観点から、法定申告期限が経過するまでの間であるものと解するのが相当であり、本件においては、控訴人は、本件事業年度の法定申告期限を経過した後にした上記撤回を処分行政庁に対

し主張することはできないものというべきである。

したがって、いずれの点においても、控訴人の上記主張は理由がない。

- (4) 控訴人は、債務超過を判断するための土地の時価評価の方法として路線価によるべきであると主張している。

【判示(14)】

債務者が債務超過の状態にあるかどうかは、その保有する資産をもって債務の返済が可能かどうかを判断すべきであり、そのためにBの資産を評価するのであって、Bが保有する不動産に課税するための評価ではなく、Bが債務超過と判断されるか否かによってBに対する課税内容に影響があるものでもないから、その評価に際し、固めの価格によらなければ、人権侵害に当たるというものではない。そして、控訴人が行った債権放棄における債権額を損金に算入することを認めるか否かを判断するにあたり、Bの資産価値を地価公示価格の80パーセントを目途とした価格とされている路線価により評価するなど控えめに評価すべき必要性はなく、路線価による評価でなければ適正でないとする控訴人の主張は理由がない。

また、債務超過であるか否かを判断するに際し、当該債務者の資産を路線価により評価することが行政慣習法になっていることは認められないから、個別鑑定書を作成すべきであるとする控訴人の主張は前提を欠いている。

【判示(15)】

路線価や固定資産税評価額が公示価格を基準として定められており、Bが保有する東京都板橋区内の土地（板橋土地）及び福島県西白河郡所在の土地について、路線価や固定資産税評価額から算出した公示価格と同水準の価格が現実の時価と乖離していることを窺わせる事情は見当たらないのであって、上記により算定した価格によりBの資産を評価した結果、債務超過の状態にないことは上記認定のとおりであるから、控訴人の主張は採用できない。

- (5) 控訴人は、控訴人の貸倒損失の計上を否認し、かつ、Bに対し債務免除益について課税するのは二重課税であると主張するが、Bは、控訴人が債権放棄したことにより、本件立替金債権相当額の利益を得ているとして、これに対して課税がされているのであるし、他方、控訴人は、本件立替金債権を無償で放棄したことについて、その債権額のうち損金算入限度額を超える部分を損金に算入することが認められないことの結果、これを控除しない所得金額に対し課税されたものであるから、同一の原資に対し課税されているのではなく、控訴人の主張は失当である。

【判示(16)】

- (6) 控訴人は、本件更正通知書記載の更正の理由付記に不備又は瑕疵があると主張し、

【判示(17)】

債務超過について具体的に資産及び負債を評価しなかったと主張するもののようであるが、本件更正通知書記載の更正の理由に、Bの資産及び負債の具体的な積算過程が記載されていなかったとしても、それだけで理由付記制度の趣旨目的が損なわれるとはいえず、その記載に不備がないものというべきであることは上記のとおりであり、本件更正処分の際し、債務超過について具体的に資産及び負債を評価しており、その必要がないものと判断したのでないことは上記のとおりであるから、控訴人の上記主張は理由がない。

- 3 以上のとおりであるから、本件更正処分及び本件賦課決定処分はいずれも適法であり、これが違法であるとして取消しを求める控訴人の請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のと

おり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 寺田 逸郎

裁判官 辻 次郎

裁判官 石栗 正子